

三 労 発 基 0 9 0 7 第 2 号
令 和 5 年 9 月 7 日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）【別添1】が令和5年8月29日に公布され、別添2の施行通達に基づき、令和6年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。